

広島市障害者(児)日常生活用具給付事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、障害者及び障害児に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること等により日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び給付対象者等)

第2条 納付の対象となる用具の種目は、別表の「種目」欄に掲げるものとし、その価格は、原則として同表の「基準額」欄に掲げる額を上限とするものとする。

2 用具の給付の対象者（以下「給付対象者」という。）は、市内に居住する障害者及び障害児で、その障害及び程度並びに年齢が別表の当該用具の種目に応じた「障害及び程度」欄及び「対象年齢」欄に掲げる内容に該当するものとする。ただし、給付対象者及びその属する世帯の世帯員（給付対象者が障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。以下同じ。）のうちいづれかの者の用具の給付を申請する月の属する年度（用具の給付を申請する月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の所得割の額（市長が別に定めるところにより算出した額とする。以下同じ。）が46万円以上である世帯に属する者を除くものとする。

3 削除

4 第2項の規定にかかわらず、用具の給付を受けている者は、当該用具の種目に応じた別表の「耐用年数」欄に掲げる年数を経過するまでの間は、当該用具の給付対象者から除くものとする。

第2章 日常生活用具給付事業

(給付の申請)

第3条 用具（以下この章において住宅改修費及び点字図書を除く。）の給付を希望する障害者及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいい、以下「給付対象者等」という。）は、所定の日常生活用具給付申請書その他必要な書類を市長に提出するものとする。

(給付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る給付対象者の障害の状況を調査し、給付を行うかどうかを決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を行うことを決定したときは所定の日常生活用具給付決定通知書及び日常生活用具給付券を、給付を行わないことを決定したときは却下決定通知書を申請をした者に交付するものとする。

(給付の方法)

第5条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者(以下この章において「納入業者」という。)に当該用具の給付を委託するものとする。

2 前項の規定による納入業者への委託は、所定の日常生活用具給付委託書により行うものとする。

(費用の負担)

第6条 納入業者等は、納入業者に第4条第2項の規定により交付を受けた日常生活用具給付券を添えて、用具の給付に要する費用の額から次項の規定により市長が負担する額を控除した額を当該納入業者に支払うものとする。

2 市長は、納入業者からの請求により、用具の給付に要する費用の額(その額が別表の基準額を超えるときは、当該基準額とする。以下同じ。)の100分の90に相当する額を支払うものとする。ただし、当該用具の給付に要する費用の額の100分の10に相当する額(給付対象者等が同一の月に複数の用具の給付決定を受けている場合にあっては、当該用具それぞれの給付に要する費用の額の100分の10に相当する額の合計額)が次の各号に掲げる給付対象者等の区分に応じ、当該各号に定める額(以下「利用者負担上限額」という。)を超えるときは、当該用具の給付に要する費用の額(給付対象者等が同一の月に複数の用具の給付決定を受けている場合にあっては、当該用具それぞれの給付に要する費用の額の合計額)から利用者負担上限額を控除した額を支払うものとする。

(1) 次2号に掲げる者以外の者 37,200円

(2) **市町村民税世帯課税者(給付対象者等及び当該給付対象者等と同一の世帯に属する者)**(当該給付対象者等が障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。以下同じ。)が用具の給付を申請する月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税を課せられる者である場合における給付対象者をいう。)であって、同法の規定による**市町村民税の所得割の額が28万円未満である者** 9,300円

(3) **市町村民税世帯非課税者(給付対象者等及び当該給付対象者等と同一の世帯に属する者)**が用具の給付を申請する月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(広島市市税条例(昭和29年広島市条例第25号)で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における給付対象者等をいう。), 給付対象者等及び当該給付対象者等と同一の世帯に属する者が用具の給付を申請する月において**要保護者**(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。)であって別に定めるものに該当する場合における当該給付対象者等、給付対象者等及び当該給付対象者等と同一の世帯に属する者が用具の給付を申請する月において**被保護者**(生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。)又は**中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律**(平成

6年法律第30号) 第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者 0円

3 前項の規定により納入業者が費用を請求する場合には、第4条第2項に規定する日常生活用具給付券を添付させるものとする。

(用具の管理)

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 前項の規定に違反した場合には、市長は用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させができるものとする。

(給付台帳の整備)

第8条 市長は、用具の給付の状況を明らかにするため、所定の日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

第3章 住宅改修費給付事業

(住宅改修費の範囲)

第9条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は道路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(住宅改修費の給付要件)

第10条 住宅改修費は、給付対象者が現に居住する住宅について行われる住宅改修(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)で市長が身体の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認めるものに給付するものとする。

(給付の限度)

第11条 住宅改修費の給付は、同一の給付対象者等につき原則1回とし、その額は、20万円以内とする。ただし、すでに広島市障害者住宅改造費補助要綱に基づく住宅改造費の支給を受けている場合は、当該住宅改造費の支給額と住宅改修費の合計は80万円を超えること

ができない。

(給付の申請)

第12条 住宅改修費の給付を希望する給付対象者等は、所定の住宅改修費給付申請書その他必要な書類を市長に提出するものとする。

(給付の決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該給付対象者の障害の状況を調査し、給付を行うかどうかを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たって必要があると認めるときは、現地調査を行うものとする。

3 市長は、住宅改修費の給付を行うことを決定したときは所定の住宅改修費給付決定通知書及び住宅改修費給付券を、給付を行わないことを決定したときは却下決定通知書を申請をした者に交付するものとする。

4 前項の規定により給付の決定を受けた給付対象者又はその扶養義務者は、住宅改修を業とする者（以下この章において「改修業者」という。）と契約を締結し、同項の住宅改修費給付決定通知書等に基づき、速やかに改修工事に着手するものとする。

(費用の負担)

第14条 第6条の規定は、住宅改修費の費用の負担について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「用具」には住宅改修費を含むものとし、同条第1項及び第3項中「納入業者」とあるのは「改修業者」と、「日常生活用具給付券」とあるのは「住宅改修費給付券」と読み替えるものとする。

(費用の返還)

第15条 市長は、虚偽その他不正な手段により住宅改修の給付を受けた者があるときは、当該住宅改修費の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(給付台帳の整備)

第16条 市長は、住宅改修費の給付の状況を明らかにするため、所定の住宅改修費給付台帳を整備するものとする。

第4章 点字図書給付事業

(給付対象の点字図書)

第17条 給付する点字図書については、月刊、週刊等で発行される新聞及び雑誌を除くものとする。

(給付の限度)

第18条 点字図書の給付は、給付対象者等1人につき、点字図書で年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除くものとする。

(出版施設)

第19条 点字図書を給付することができる出版施設（以下この章において「出版施設」とい

う。)は、別途定める点字図書給付対象出版施設とする。

(給付の申請)

第20条 点字図書の給付を希望する給付対象者等は、所定の点字図書給付申請書に出版施設が発行する点字図書発行証明書(以下この章において「証明書」という。)を添えて市長に提出するものとする。

(給付の決定)

第21条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ適當と認めるときは、所定の点字図書給付台帳に必要事項を記載し、証明印を押印した証明書を当該申請をした者に交付するものとする。

(給付の方法)

第22条 証明書の交付を受けた者(以下この章において「受給者」という。)は、証明書に自己負担金を添えて出版施設に点字図書の発行を申し込み、給付を受けるものとする。

(自己負担金)

第23条 前条に規定する自己負担金は、点字翻訳する前の一般図書の購入価格相当額とする。

(費用の請求)

第24条 出版施設は、点字図書の価格から自己負担金を控除した額を市長に請求するものとする。

(費用の返還)

第25条 市長は、受給者が虚偽その他不正な手段により点字図書の給付を受けたときは、点字図書の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

第5章 雜則

(介護保険による福祉用具等との適用関係)

第26条 65歳以上(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項第2号に規定する特定疾病により同条第1項に規定する要介護状態(以下「要介護状態」という。)又は同条第2項に規定する要介護状態となるおそれがある状態(以下「要支援状態」という。)に該当する者については、40歳以上65歳未満)の身体障害者であつて要介護状態又は要支援状態に該当するものが、同法に基づく福祉用具又は住宅改修(以下「福祉用具等」という。)と共に用具を希望する場合には、当該福祉用具等の給付及び貸与を優先し、用具の給付は行わないものとする。ただし、市長が別に定める場合に該当する者については、この限りでない。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、用具の給付に関し必要な事項は、別に定める。

(障害者(難病患者)日常生活用具給付事業実施要綱との適用関係)

第28条

難病患者に関しては障害者(難病患者)日常生活用具給付事業実施要綱を優先して適用する。

当該要綱の適用を受けない場合、本実施要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 広島市心身障害児(者)日常生活用具給付事業実施要綱（平成6年4月1日施行）及び広島市身体障害児(者)住宅改修費給付事業実施要綱（平成12年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前において、この要綱による廃止前の広島市身体障害児(者)住宅改修費給付事業実施要綱又は広島市身体障害児(者)住宅改修費給付事業実施要綱の規定に基づく給付の決定を受けた者及び同日前1年間において点字図書の給付を受けた者は、この要綱の相当規定に基づいて給付の決定を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の申請に係る日常生活用具については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の申請に係る日常生活用具については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の広島市障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱は、平成20年7月1日以後の申請に係る日常生活用具から適用し、同日前の申請に係る日常生活用具については、なお従前の例による。ただし、改正後の第6条第2項第5号の規定は、平成20年4月1日以後の申請に係る日常生活用具から適用し、同日前の申請に係る日常生活用具については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の申請に係る日常生活用具については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の申請に係る日常生活用具については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の申請に係る日常生活用具については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の申請に係る日常生活用具については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。